納長、部長、部次長及び課長」に、「前条第２項」を「第 26 条第２項」に改める。
第 49 条の２第１号中「「局」」を「「局長」」に改め、同条第２号中「部長」の次に「又は振興調整室長」を加え、「「部」」を「「部長」又は「室長」」に改め、同条第３号中「「課」」を「「課長」」に改め、同条を同条第１項とし、同条に次の１項を加える。
２　振興局を除く地方出先機関において当該地方出先機関の処務規程により決裁区分を設ける場合は、当該地方出先機関における回議案には、第 18 条の規定の例により当該地方出先機関の長が定める表示を起案用紙の決裁区分欄に朱書きしなければならない。
第 50 条第１項中「課の」を「課長決裁の」に改める。
第 69 条の２第１項中「「局長」とし」の次に「、「「部長」」とあるのは「「局長」」とし、「「課長」」とあるのは「「課長」又は「危機管理監」」とし」を加える。

別表第１　１　本庁の項中「企画課　企」を「企画課　企
川辺川ダム総合対策課　川辺総」に、

「医務福祉課　医福
健康増進課　健増
高齢保健福祉課　高保福 を
児童家庭課　児家
障害保健福祉課　障保福」

「指導監査課　指監
生活保護・援護課　生援
福祉のまちづくり課　福祉ま
地域医療推進課　地医推
健康づくり推進課　健づ推
高齢者支援課　高齢支
高齢者いきがい課　高齢い　に、
介護保険課　介保
国保・老人医療課　国老
精神保健福祉課　精保福
身体障害福祉課　身障福
知的障害福祉課　知障福
家庭福祉課　家福
健康危機管理課　健危管」

「生活衛生課　生衛」を「生活衛生課　生衛
食品衛生課　食衛」に、

「県民生活総室　県民
男女共同参画課　男女共」を「男女共同参画・パートナーシップ推進課　男女パ推
食の安全・消費生活課　食消　に、
交通安全・青少年課　交青」

「工業振興課　工振」を「工業振興課　工振
新産業振興課　新産振」に、

「観光物産課」を「観光物産総室」に、
「畜産課　畜」を「畜産振興課　畜振
畜産衛生課　畜衛」に、
「道路建設課　道建」
「道路維持課　道維」を「道路総務課　道総
道路政策課　道政
道路整備課　道整
道路保全課　道保」に改め、同表２地方出先機関の項中
「企画調査課　八代企調」を「企画調査景観課　八代　企調景」に、「企画経営情報部」を「企画調整部」に、
「茶業研究所　農研園茶」を「茶業研究所　農研園茶
生産環境研究所　農研生環」に改め、

「熊本県熊本北部流域下水道事務所　北流下」を削る。
（熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部改正）
７　熊本県交通事故損害賠償審査会規程（昭和 47 年熊本県訓令第 116 号）の一部を次のように改正する。
第３条第４項中「県民生活総室長」を「交通安全・青少年課長」に改める。

熊本県訓令第 17 号

本庁各部課（総室・室）
各地方出先機関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 15 年３月 31 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県出納局処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 30 号）の一部を次のように改正する。
別表第１出納局長専決事項の欄第 17 号中「300 万円以上 2,000 万円未満」を「1,000 万円以上 5,000 万円未満」に改め、同欄中第 21 号を第 23 号とし、第 18 号から第 20 号までを２号ずつ繰り下げ、第 17 号の次に次の２号を加える。